

令和5年度「青森市スポーツ会館」に係る事業報告書等評価結果

青森市スポーツ会館については、才力モト・角弘・青森放送・東洋建物共同企業体が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和5年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月19日

施設名	青森市スポーツ会館
設置目的	市民の体育・スポーツの普及及び振興を図り、もって健康で豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。
所在地	青森市合浦1丁目13番1号
指定管理者	【名称】才力モト・角弘・青森放送・東洋建物共同企業体 【代表者】岡本 謙一 【住所】青森市大字浜館字間瀬36番6
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	<p>指定管理各施設間で業務状況に応じた職員の応援体制を取るなど、効率的な人員配置を行っている。</p> <p>安全かつ快適な施設を提供するため、各種保守点検・管理業務を行っている。</p> <p>防犯、防災、緊急時の対応については、危機管理マニュアルを作成し、全職員に周知徹底するとともに、適切に運用している。</p> <p>個人情報保護、環境保全の推進及び環境負荷の低減に関する取組については、適切な対応を行っている。</p>	○	
運営について	<p>市民の平等利用の確保及び地域や関係団体との連携については、適切に行われている。</p> <p>ホームページによる情報提供や行事予定表の掲示及び配布等に加え、インターネットを通じ施設の利用状況を発信するシステムを活用して、利用者の利便性及び施設利用率の向上に努めている。</p>	○	
事業実施結果について	<p>アンケートを実施し、利用者からの意見の把握に努めている。</p> <p>指定管理者によるスポーツ事業については、仕様書に基づく必須事業のほか、競技団体と連携し教室を開催するなど、スポーツ振興に努めている。</p>	○	
収支決算書について	提出された収支決算書及び関係帳簿を確認したところ、適正に処理されている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は、概ね適正である。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市経済部地域スポーツ課

【電話】 017-718-1428

【メール】 chiiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp